

第二次東大和市男女共同参画推進計画改訂版（素案）に対するパブリックコメントの結果について

東大和市における平成23年度から平成32年度までの施策の基本的方向を示す「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の改訂版について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

1 提出された意見の数及び提出した市民等の数

第二次東大和市男女共同参画推進計画改訂版（素案）	2件	1人
--------------------------	----	----

2 意見の提出期間

平成27年11月1日（日）から平成27年11月30日（月）まで

3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり

提出者	質問	意見の要約	市の考え方
1	1	<p>現在社会的認知度が高まっているLGBTの方々に配慮した対応が必要となっていますことから、下記のページに文言を追記していただきたいと思えます。</p> <p>・素案P17の4行目「男女が互いの性を尊重し」を「性別にかかわらず互いに尊重し」に変更。</p>	<p>LGBT（レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称）を含む性的マイノリティの方々への配慮は、人権尊重の観点から重要であり、また、人権の尊重は、男女共同参画社会づくりの基盤となることから、市では、多くの方々に理解していただく必要があると認識しています。</p> <p>そのため、LGBTを含む性的マイノリティの方たちへの差別等を含む人権課題について、知識や理解を深めるための啓発及び研修等の取組みを行っております。</p> <p>ご意見をいただいた箇所につきましては、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第3条を受けての内容となっておりますことから、素案のままとさせていただきますが、17 ページ本文の下から4行目「人権の尊重は、」の箇所で別途「人権」の語句を説明することで、主な人権課題につきまして、周知を図ることといたします。</p> <p>今後も、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）の取組におきまして、人権課題の周知、啓発等に努めてまいります。</p>
	2	<p>・素案P17の8行目、支援に努めます。のあとに「性同一性障害を有する人や性的指向・性自認等の性的マイノリティのあらゆる人権に配慮されるべきこと。」を追記願います。</p>	<p>平成23年4月1日に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」によれば、人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利と定義されています。</p> <p>性同一性障害を有する人や性的指向・性自認等の性的マイノリティのあらゆる人権に配慮されることは、人権尊重の観点から重要であり、また人権の尊重は、男女共同参画社会づくりの基盤となることから、多くの方々に理解していただく必要があると認識しています。</p> <p>そのため、性的マイノリティの方たちへの差別等の人権課題について、知識や理解を深めるための啓発及び研修等による取組みを行っております。</p> <p>ご意見をいただいた内容につきましては、素案のままとさせていただきますが、17 ページ本文の下から4行目「人権の尊重は、」の箇所で別途「人権」の語句を説明することで、性的マイノリティの方々の人権を含む主な人権課題につきまして、周知を図ることといたします。</p> <p>今後も、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）の取組におきまして、人権課題の周知、啓発等に努めてまいります。</p>